

保育施設等における医療的ケア実施ガイドライン概要

医療技術の進歩等を背景とし医療的ケアが必要な障がい児（以下「医療的ケア児」という）が増加しています。「医療的ケア児支援法」により地方自治体に支援の責務が明確にされたことから保育施設等での医療的ケア児の受入れに関するガイドラインを策定しました。その概要は以下のとおりです。

趣旨・目的

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である医療的ケア児を保育施設等（※1）で受け入れる際に必要となる基本的な事項や留意事項等を示すことにより医療的ケア児の円滑な受入れや安全で安心できる保育施設等の利用推進を行っていくことを目的としています。

なお、幼稚園についても本ガイドラインを準用して医療的ケアを提供することとします。

（※1）保育施設等・・・認可保育所・認定こども園（保育利用）・家庭の保育事業・小規模型保育事業・事業所内保育事業

ガイドラインの構成

第1章 基本的事項

- 1 ガイドラインの趣旨・目的
- 2 保育施設等で行う医療的ケア
- 3 保育と医療的ケアの協働
- 4 保護者等との協力・理解

第2章 入所までの流れ

- 1 保育施設等利用申込み
- 2 全体的な流れ
- 3 利用相談から利用開始までの対応

第3章 医療的ケア実施体制

- 1 関係機関の連携
- 2 保育施設等内での体制確保と役割

第4章 集団保育での配慮

- 1 集団保育の中での医療的ケア
- 2 保育施設等内感染症への対応
- 3 行事、通常の保育でない状況における体制
- 4 入所後の健康状態の変化に伴う対応について

第5章 安全管理体制

- 1 緊急時の対応（体調の急変・ケガ等）
- 2 緊急時シミュレーション研修の実施
- 3 災害発生時の安全管理体制
- 4 医療的ケア対応における事故やヒヤリハット

第6章 その他関係機関との連携

- 1 療養先との連携
- 2 小学校との連携

ガイドラインのポイント

第1章 基本的事項（P1～P4）

〈対象児童〉

原則3歳児以上で集団保育が可能であること

〈受入れの要件〉

- ①保育の必要性があり、集団保育が可能であること
- ②病状や健康状態が安定していること
- ③日常的に保護者が自宅でやっている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること
- ④病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育施設等で十分に共有できること
- ⑤主治医面談で、医療的ケア手技等の指導を受けられること
- ⑥必要に応じて受診同行や面談等で、主治医との連携を図ることができること
- ⑦保育施設等での受入れ体制（人員配置や施設環境）が整えられていること

〈看護師による医療的ケアが可能な時間帯〉

- ・原則保育標準時間の範囲内
- ・保育を必要とする就労状況
- ・看護師や保育士の受入れ体制等
- ・保育施設等と保護者の同意のうえ個別に決定
- ・訪問看護ステーションからの看護師派遣は原則1週間あたり10時間（60分）の範囲内

〈対応できる医療的ケア〉

- ・喀痰吸引（口腔・鼻腔内等） ・導尿 ・インスリン注射
- ・経管栄養（胃ろう・腸ろう・経鼻） ・その他医療行為

〈保育施設等における医療的ケア児の対応者〉

- ・主治医の指示に基づいて配置された担当看護師等または施設の要請により訪問看護ステーションから派遣された訪問看護師が実施
- ・看護師等の配置が整わない場合など保護者に協力依頼

第4章 集団保育での配慮（P14～P16）

感染症対策や行事等、通常の保育でない状況における体制については十分な人員体制を整えて実施することが大切。入所後の健康状態の変化に伴う対応は説明・協議を行う。

第2章 入所までの流れ（P5～P8）

〈入所までの流れ〉

【概ね4月～11月】

保護者の入所希望にそって入所先保育施設等を検討・調整し、ケース会議を経て次年度からの入所について施設長の内諾を得る

【12月】保育施設等利用申込書提出

医療的ケアに関する主治医の意見書提出

【1月】利用調整会議

【2月】入所内定通知、保育施設との面談、

医療的ケア実施に関する指示書提出

看護師の手配（委託：業務委託契約書の締結）

個別支援計画の作成

【3月】個別支援計画の提示、承諾書の提出

医療的ケアを実施するにあたっての確認事項

（重要事項）への合意・署名

【4月】保育施設等利用開始

〈医療的ケア巡回指導〉

前期（6月頃）、後期（12月頃）の原則年2回巡回を実施。

医療的ケア等が安全に行われているか等の実施状況を確認

第3章 医療的ケア実施体制（P9～P13）

〈関係機関の連携〉

個々の疾患や健康状態により対応が異なる。主治医、保護者、保育施設等職員、関係機関が協働し、仲間と共に楽しく生活することで相互理解が生まれ、お互いが成長できるよう、役割を明確にし、様々な連携を行うことが重要

第5章 安全管理体制（P17～P19）

第6章 その他関係機関との連携（P20）

緊急事態を想定し、様々な状況に対応することが必要。迅速に対応できるようシミュレーション研修等を実施療育先や小学校との連携を行い個別の支援計画等を用いて支援を行い、情報共有を行う